

ベーシックインカム制度案を考える

—最低生活保障がもたらす希望—

横山 正和

目次

はじめに

1. 日本社会の抱える問題

1. 1 少子高齢化

1. 1. 1 少子高齢化の現状

1. 1. 2 少子高齢化は解消しなければならないか ①年金の制度疲労

1. 1. 3 少子高齢化は解消しなければならないか ②ミクロの視点

1. 1. 4 少子高齢化は解消しなければならないか ②マクロの視点

1. 2 グローバル化がもたらす格差の拡大と貧困

1. 2. 1 エレファントカーブが示すもの

1. 2. 2 新たな格差 ①アンダークラスの登場

1. 2. 3 新たな格差 ②子どもの貧困

1. 3 停滞する社会

1. 3. 1 イノベーション不足の構造的要因

1. 3. 2 変えられない社会

1. 4 問題を解決するには

2. 求められる社会保障とは

2. 1 社会保障の理念と機能

2. 2 現行制度の問題点

2. 3 求められる社会保障とは

2. 3. 1 万人に対する経済的保障

2. 3. 2 再分配を強化する

3. BI という選択肢

3. 1 BI とは何か

3. 2 BI の利点

3. 3 BI の欠点

3. 4 BI は社会をどう変えるか

4. BI の実現可能性

4. 1 BI に置き換え可能な制度

4. 2 財源はどうすればよいか

4. 2. 1 置き換えにより得られる財源

4. 2. 2 格差是正により得られる財源

4. 2. 3 その他の財源

4. 3 社会的合意は得られるか

- 4. 3. 1 働かざる者食うべからずを考える
- 4. 3. 2 勤労の義務はどう解釈すべきか
- 4. 3. 3 自己責任論はどのように打破できるか
- 4. 3. 4 富裕層の発想を転換させられるか

5. BI 制度案

- 5. 1 問題は何だったか
- 5. 2 適切な分配を考える
- 5. 3 問題は解決されたか

おわりに

参考・引用文献

参考図表

はじめに

現代人にとって労働とはつらいものだ。にもかかわらず人々が日々一生懸命働いているのはお金を得て生活するために他ならない。ではもし働かなくても毎月最低限のお金が得られるとすればどうだろうか。ベーシックインカム（以下 BI とする）について研究したいと思ったのはこの問いがきっかけだった。BI とは全ての人に最低生活を保障するために必要な額の現金を配るというシンプルな社会保障制度である。一見すると突拍子もない単なるバラマキ政策のように感じられる。しかし、複雑な上、有効に機能しておらず、様々な問題がある現在の社会保障制度と比べると、極めて効率的かつ公平・公正なセーフティネットとして機能するのではないかと思われる。BI を考えてみることでこれからの日本社会にとって真に有益な社会保障制度が見えてくるのではないだろうか。

日本社会は少子高齢化やグローバル化の影響を受けて大きくその様相を変えてきた。経済が低成長段階に突入し、多くの労働者は賃金が伸び悩んだ。加えて社会保障制度が脆弱なままであるために格差が拡大し、人々の暮らしは不安定なものになってしまった。成熟社会に必要なイノベーションの創出も日本の独特な社会制度や規範意識が枷となり、機運が高まらず、ほとんど起こっていない。こうした現状を踏まえて本論は、これからあるべき社会保障制度を構想することを目的としている。注目したのは BI であり、日本においてどのような形で実現するべきかの私案を示す。

第 1 章では筆者が特に重要だと考える日本社会の問題を 3 つ記し、解決すべき方向性を提示する。第 2 章では現在の社会保障制度の問題点を挙げる。そして第 1 章の問題を解決するために必要な条件を示す。第 3 章では考察の対象とすべき新たな社会保障制度として BI を取り上げる。BI の理念、利点と欠点、そして社会をどのように変える可能性があるかを述べる。第 4 章では BI の実現を模索する。財源や社会的合意が得られるかを記す。第 5 章では結論として BI の制度案を示し、問題の解決を図る。

1. 日本社会の抱える問題

はじめに筆者が特に重要だと考える日本社会の問題について示していく。現状をしっかりと認識することが、これからの時代にふさわしい社会保障制度を構想するための鍵となるからである。本論で取り上げる日本社会の問題は、少子高齢化、グローバル化がもたらす格差の拡大と貧困、停滞する社会の3つである。

1. 1 少子高齢化

1. 1. 1 少子高齢化の現状

日本社会最大の問題といえる少子高齢化は、社会保障制度の持続を困難にしている。年金が勤労世代により高齢世代を支える賦課方式であることや高齢者医療への支出が増えていくことなどが原因である。人口ピラミッドが逆三角形に近づくにつれてピラミッドの脆くなった足場はぐらつき、やがて倒れてしまう。まずは問題を正しく認識しなければならない。

65歳以上の人口は、3,544万人（2018年6月1日現在）¹でその割合は28.0%である。戦後のベビーブームに生まれた団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となるのは2025年である。その年は「2025年問題」と言われ、これまで以上の社会保障費の増大や医療・介護の体制が懸念されている。

一方の少子化については、2017年の出生数は94万6065人で2016年より3万人減少している。死亡数は134万397人であるから総人口は減少している。また合計特殊出生率は1.43であり、人口維持の基準である2.07には程遠い状況が続いている。²このように少子高齢化はこの瞬間にも急速に進行しており、喫緊の課題だといえる。

1. 1. 2 少子高齢化は解消しなければならないか ①年金の制度疲労

ところで少子高齢化は本当に解消しなければならない問題なのだろうか。

例えば年金を積立方式に変えればよいのではないか。積立方式とは老後に必要なお金は自分で働けるときに積み立てて運用・管理しておき、老後に切り崩して生活に充てるという方法である。全員が自分で自分の老後の面倒を見るようにすれば世代間扶助の問題は解決するように感じられる。しかし積立方式には決定的な弱点がある。それはインフレが進んだ場合、積立金の価値が減少してしまうことと、病気や障害、失業など様々な理由で上手く積み立てられなかった人は十分な額の年金を得られないことである。われわれはこうしたリスクを回避するために世代間の相互扶助の生活保障制度を開発し、採用しているのである。

本来は老後のための優れた生活保障であった年金が制度疲労を起こしているのは、2つの

¹ 総務省 統計局 『人口推計（平成30年6月確定値）』
<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/new.html>（2018.12.06）

² 厚生労働省 『平成29年 人口動態統計（確定数）の概況』
https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei17/dl/00_all.pdf（2018.12.05）

理由による。1つは勤労世代と高齢世代のバランスが急速に崩れたことである。もう1つはバブル崩壊以降の経済の低成長である。経済が順調に成長しているならば、富の総量が増えるので多少支える側が減り、支えられる側が増えたとしても適切に課税すれば、分配に問題は無い。しかし低成長の状態が続くと富の総量はあまり増えないため、支える側の負担が余計に増えてしまう。年金制度はこうした2つの現象が同時に起こっていることで疲弊しているのである。

今後も驚くような経済成長が望めないとするなら年金制度を維持しようとするならば、支える側である次世代を増やすしかないのである。

1. 1. 3 少子高齢化は解消しなければならないか ②ミクロの視点

少子高齢化を解消しなければならない理由は他にもある。

まずはミクロの視点から考える。ここで言及するのは多くの人が結婚に障害を感じていることである。また子どもの数が減っているからといって夫婦が極端に子どもを欲しがっていないかという、そうではないということも示したい。なお以下のデータは国立社会保障・人口問題研究所が2015年に行った『出生動向基本調査』から引用した。

18-34歳の未婚者³のうち「いずれ結婚するつもり」と回答した人⁴は「現在交際している人と（あるいは理想的な相手が見つかった場合）、一年以内に結婚するとしたら何か障害になることがある」という問いに対して、男性 68.3%、女性 70.3%が「ある」と答えている。最も多かった理由は男女ともに「結婚資金」（男性 43.3%、女性 41.9%）であった。2番目に多かった理由は、男性は「結婚のための住居」（21.2%）、女性は「職業や仕事上の問題」（19.9%）であった。

次に夫婦に尋ねた理想的な子どもの数（理想子ども数）の平均値は、これまでで最も低い2.32人であった。夫婦が実際に持つつもりの子どもの数（予定子ども数）の平均値も2.01人と過去最低であった。夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る理由として最も多いのは、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」（56.3%）ことであった。特に妻の年齢が35歳未満の若い層では約8割がこのように回答している。

また予定子ども数を実現できない可能性があるかと答えた夫婦は87.6%であった。最も多かった理由は「年齢や健康上の理由で子どもができないこと」（53.4%）であった。次に多かった理由が「収入が不安定なこと」（25.8%）であり、若い層ほどこの理由を挙げる傾向があった。

これらの結果から分かるのは、お金の不足（余裕の無い経済状況）が結婚や子どもを持つことの障害となっているということである。これは国としては、経済的理由で結婚に踏み切れない若者や、子どもが欲しいのに持てない夫婦の希望を叶えられていないことになる。このことが少子化を解消しなければならない理由である。日本人は決して自ら望んで少子化の道を歩んでいる訳ではないのだ。若者や夫婦への公的支援を重ねていけば、結婚や子育てへのハードルは下がるため、少子化は徐々に解消されていくのではないだろうか。

³ 該当する調査回答者は男性 2705 人、女性 2570 人であった。

⁴ 男性 85.7%、女性 89.3%であった。一方、「一生結婚するつもりはない」と答えたのは男性 12.0%、女性 8.0%であった。

1. 1. 4 少子高齢化は解消しなければならないか ②マクロの視点

次にマクロの視点から考える。日本の人口減少はこれからも続いていく。⁵それは日本の国内市場の価値が下がり続けていくことを意味する。

企業はこうした予測のもと動いている。例えば、利益から設備投資費や賃金、株主への配当などを差し引いた利益剰余金（内部留保）は平成 29 年度は、前年度より 40 兆 2496 億円（9.9%）増えて 446 兆 4844 億円（金融業、保険業を除く）と過去最高を記録している。⁶つまり企業が利益を設備投資や株主配当、労働者の賃金等に充てず、貯め込んでいるのである。リーマンショックのような世界的な不況への備えもあるだろうが、何より国内市場の収縮が予測されている中で積極的に投資をする価値が見出せないことの方が大きいように思われる。

お金は経済の血液と例えられるように循環しなければ良い効果を生まない。少子化を解消することは国内市場の魅力を再び高めることにつながる。それにより国内への投資が促され、企業活動が活発になる。お金が回ることで今よりも豊かな社会が形成されるのである。

1. 2 グローバル化がもたらす格差の拡大と貧困

1. 2. 1 エレファントカーブが示すもの

少子高齢化の他に、今日の社会を語る上で欠かせないのはグローバル化と格差の拡大である。両者は密接に関わっている。世界銀行のエコノミストであるブランコ・ミラノヴィッチは「エレファントカーブ」（図 1-1）と呼ばれるグラフを用いてグローバル化により、誰が経済的勝者となったのかを明らかにした。1988 年から 2008 年で実質所得を大幅に増やしたのは、先進国にいる世界のトップ 1%の富裕層（the global top 1%）と中国やインド、インドネシア、ブラジル、エジプトといった新興国の中間層（the middle classes of the emerging market economies）である。前者の伸びは 60%以上であり、後者の伸びは 70-80%であった。世界のトップ 1%の富裕層の中には 3-6%の日本人が含まれているとされる。逆にかつての社会主義諸国やラテンアメリカ、豊かな国（rich countries）に住む人々は 20 年の間、実質所得が全く伸びなかった。

この研究から分かるのはグローバル化の恩恵を受けたのは、先進国ではごく少数の富裕層に限られたということである。逆に先進国の多くの人々の所得は 20 年前と変わらず、恩恵を受けられなかったのである。つまり、日本も例外ではなく格差が拡大したといえるのだ。欧米諸国での排外主義的なポピュリズムの拡大は、こうした状況を受けての動きなのだろう。

グローバルな資本主義のもたらす格差は、トマ・ピケティ（2014）の『21 世紀の資本』

⁵ 内閣府の『平成 30 年版高齢社会白書』によると 2029 年に人口 1 億 2,000 万人を下回った後も減少を続け、2053 年には 1 億人を割って 9,924 万人となり、2065 年には 8,808 万人になると推計されている。

https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2018/html/zenbun/s1_1_1.html (2018.12.05)

⁶ 財務省 『年次別法人企業統計調査 概要—平成 29 年度—（金融業、保険業を除く）』
<https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/results/h29.pdf> (2018.12.08)

によっても示された。資本収益率（利潤、配当、利子、賃料などの資本からの収入をその資本の総価値で割った値）は経済成長率（所得や産出の年間増加率）を上回っている（ $r > g$ ）のである。（同上：601）

またピケティは格差を解消するには富裕層への累進課税⁷や資本税（あらゆる金融資産や事業資産、不動産に対する課税）を全世界的に導入しなければならないと主張している。全世界的にとするのは、富裕層が課税を嫌って税率の低い「タックスヘイブン」へ資産を移すのを防ぐためである。そのためには銀行情報の自動共有が必要だとも述べている。（同上：532-549）

1. 2. 2 新たな格差 ①アンダークラスの登場

日本でも近年格差研究は進んでいる。橋本（2018）は『新・日本の階級社会』でパート主婦を除く非正規労働者を「アンダークラス」と呼んでいる。従来の労働者階級は安定した賃金と雇用の正社員から構成されていた。こうした従来の労働者階級を資本主義社会の最下層の階級だとすると、不安定な雇用に加えて低賃金のまま昇給しないアンダークラスは「階級以下」の存在だと説明している。

その数は2002年に691万人、2007年に847万人、現在は929万人と急増しており、就業人口の14.9%を占めるまでになった。また女性比率は43.3%で他の階級と比べて最も高いという。男性は有配偶者が少なく、女性は離死別者が多いなどの特徴があり、「所得水準、生活水準が極端に低く、一般的な意味での家族を形成・維持することからも排除され、多くの不満を持つ、現代社会の最下層階級である」（同上：93）と言い直している。

図1-2を見てほしい。これは厚生労働省の『平成29年賃金構造基本統計調査の概況』から引用したものである。この図から見て取れるように、男女問わず、正社員と正社員以外では賃金に大きな差がある。特に男性の正社員の賃金は年齢が上がるにつれ、大きく上昇しているが、正社員以外は賃金が低いまま横ばいしている。またこの図から男女間の賃金格差もはっきりと見てとれる。

再分配を強化することで急増するアンダークラスの生活を保障し、安心を提供することが国として求められているのである。

1. 2. 3 新たな格差 ②子どもの貧困

近年注目される格差に子どもの貧困がある。子どもの貧困とは17歳以下の子どもが相対的貧困にある状況を指す。相対的貧困とは等価可処分所得⁸の中央値の半分（2015年で122

⁷ ピケティは累進課税について次のように説明している。もし最高税率が80-90%と高ければ、企業の重役たちは大部分を税金で引かれてしまうため、大幅な昇給をしようとはしない。大幅な昇給は客観的な計測が困難であり、その正当性を関係者たち（株主など）に認めさせることにはすさまじい努力を要するからである。そのため高所得者層には没収的な税率をかけるべきだと主張しており、先進国の所得階層のトップ1%や0.5%にかける最適な最高税率は80%以上だと推計している。（同上：532-536）

⁸ 等価可処分所得とは世帯の可処分所得（家計収入から税金や社会保険料などの非消費支出を引いた値）を世帯員数の平方根（ $\sqrt{\quad}$ ）で割った値のこと。

万円)を貧困線と定め、それ未満の人を貧困とする貧困の定義である。⁹厚生労働省の『平成 28 年国民生活基礎調査』によると 2015 年の相対的貧困率は 15.7%、子どもの貧困率は 13.9%であった。およそ 7 人に 1 人の子どもが貧困状態なのである。さらに「子どもがいる現役世帯」(世帯主が 18-64 歳)のうち「大人が一人」の世帯員の貧困率は 50.8%となっている。これは OECD によると加盟国 34 か国¹⁰中最も高い。¹¹「大人が二人以上」の世帯員では 10.7%であるため、母子・父子家庭での貧困率がいかに高いかが分かる。

子どもは生まれる家を選べない。故に社会が第一に考えなければならないのは「機会の平等」である。できるだけ生まれた家庭に関係なく、等しく能力や個性を伸ばせるような環境を作ることが社会の使命のはずである。しかし、現在の日本の社会保障制度や教育制度ではそれが十分とは言い難い。このまま改善させなければ貧困の連鎖が進み、社会階層が固定化され、かつての身分制社会のように社会全体が停滞してしまう危険性がある。

身分制社会の人々は階層移動の自由を知らない。例えば、領主として生まれたら一生領主のままであるし、農奴として生まれたら一生農奴のままである。したがって階層による不平等を半ば当然のものとして受けとめ、そのことに対する不満はそれほど抱かなかったのかもしれない。また彼らは神に祈ることで救済されたが、現代ではそうはいかない。科学によって世界の仕組みが解明され、技術の進歩によってあらゆる情報が社会の隅々まで伝わるようになったからである。最貧困層に生まれた子どもは、現在の格差や不平等が許されざる程度のものだと分かっているが、しかしどうすることもできないという無力感に囚われ、絶望してしまうのではないだろうか。子どもを持つ貧困層への手厚い支援が求められているのである。

1. 3 停滞する社会

少子高齢化、グローバル化がもたらす格差の拡大と貧困の他に筆者が特に問題視しているのは日本社会に底流している停滞的なムードである。いつの時代も社会が変革していくための活力となっていたのは若者の持つエネルギーであった。現代の日本ではそれがほとんど感じられないのはなぜか。この節ではイノベーション不足の要因と、若者の社会に対する意識についての見解を示す。

1. 3. 1 イノベーション不足の構造的要因

高度経済成長を終えた成熟社会にとって国際競争力を維持し、豊かな社会を実現するためには、イノベーションの創出が必要不可欠と言われる。「現代のイノベーションは、IT 分野やバイオ分野を見ても分かるように、多くがベンチャー企業によって担われて」(齋藤 2016 : 31) いるが、欧米諸国と比較して日本の開業率は低いことが指摘されている。¹²

⁹ ただしこの計算では資産を持つてはいるが所得が低い富裕層も含まれる。

¹⁰ 2014 年時点の加盟国数でその後ラトビア、リトアニアを加え現在は 36 か国である。

¹¹ OECD Family Database “Child poverty 2014”

http://www.oecd.org/els/family/CO2_2_ChildPoverty_Jan2014.pdf (2018.12.04)

¹² 中小企業庁の『2017 年版中小企業白書』によると日本の開業率は 5%前後であるのに対し、ドイツは 7-8%、アメリカは 9-10%、イギリスとフランスは 13%前後である。

日本でイノベーションが起こらない理由の 1 つは、画一的な学校教育や新卒一括採用など、同学年が横並びであることに必要以上に価値を置く社会制度にあるのではないだろうか。確かに「みんな」が同じであることに日本人は安心する。加えて仕事のスキルがほとんど無いにも関わらず、新卒というだけで若者に雇用機会を与え、労働市場に参入させるメリットもある。

しかし、一方で横並びの安心感はそのまま強力な同調圧力と化す。若者の持つ、既成概念に捕らわれない自由で斬新な発想力や集団から逸脱するような生き方が許されないというネガティブな側面も持つ。この支配的ともいえる圧力はイノベーションの誘発を阻害する。新卒切符を使わずに起業したが上手くいかなかったとき、良い待遇で雇用されることが難しい「失敗できない社会」において「若者が起業をするということは極めてリスクの高い選択」（同上：31）である。そのためほとんどの若者は起業について考えることなく、まずは安定した会社への就職を求めるのである。そして就職した後に新たにやりたいことが見つかったとしても、失敗した場合の再就職への不安や心もとない社会保障が原因となって不本意ながら一度雇用された会社に残り続けるという選択をとるのである。

齋藤は他にベンチャーが必要とするリスクマネーが少ないこと、異なるバックグラウンドを持った外国人の割合が少ないことをイノベーション不足の理由に上げている。（同上：31-32）

労働市場は何度でも起業や正社員としての就職に挑戦できるような柔軟で寛容な方向に移っていくべきである。それは自分に合う仕事を見つけられる確率を高めるメリットもある。何より労働力人口が減少していく中では多様なライフパターンを受け入れることが求められている。社会保障は挑戦するリスクを軽減できるような制度が望ましいだろう。

1. 3. 2 変えられない社会

少子高齢化は「シルバー民主主義」と呼ばれる状況を生み出している。高齢者が多いので政治家は票数を獲得するためにどうしても高齢者寄りの政策を公約に掲げるようになってしまい、そのまま当選する。教育や出産育児、失業対策、起業支援など若年層への公的支出が低い¹³まま変わらないのはこのためである。こうした現状を受けてなのか、選挙での若年層の投票率は低下している。¹⁴一般に言われるように、若年層は政治に無関心で誰かがやってくれるものという意識が強いのだろうか。あるいは現状に満足しているのだろうか。はたまた変えられない社会に絶望し、諦めているのだろうか。

以下では内閣府が 2016 年に公表した『平成 25 年度我が国と諸外国の若者の意識に関する調査』

<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H29/h29/index.html> (2018.12.08)

¹³ 例えば OECD によると幼児教育及び高等教育に対する支出は、日本では 50%以上が家計から捻出され、各家庭に極めて重い経済的負担を強いているという。

<http://www.oecd.org/education/skills-beyond-school/EAG2017CN-Japan-Japanese.pdf> (2018.12.08)

¹⁴ 総務省によると、平成 29 年 10 月に行われた衆議院議員総選挙では、全年代を通じた投票率は 53.68%であったのに対し、20 歳代 33.85%、30 歳代 44.75%であった。昭和 42 年、平成 2 年と比較すると半分近く減っている。

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaibetu/ (2018.12.08)

る調査』¹⁵（62-70）から日本の若者が諸外国の若者と比較して社会や政治に関してどのような意識を持っているのかを示す。

まず「自国のために役立つと思うようなことをしたい」という質問に対して 54.5%が「賛成する」と回答している。これは 7 か国のうち、日本が最も高かった。

次に自国の政治に対する関心度を聞いた質問では、50.1%が『関心がある』（「非常に関心がある」 9.5%+「どちらかといえば関心がある」 40.6%）と回答している。日本は下位 2 番目であるが、スウェーデン（46.4%）よりは高かった。

「将来の国や地域の担い手として積極的に政策決定に参加したい」という考えに対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えたのは 35.4%と日本が最も低かった。

「政策や制度については専門家の間で議論して決定するのが良い」という考えについては「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えたのは 36.8%に過ぎなかった。これは他国よりも 20%以上低い。更に特徴的なのは「そう思う」が他国の 3 分の 1 ほどの 6.8%と低く、逆に「そう思わない」が 15.3%と他国の 2 倍以上高かったことである。この結果には 2 通りの解釈ができそうだ。1 つ目は日本の若者の間には専門家に対して相当強い不信感があることである。2 つ目は専門家だけに任せるのではなく、広く国民の間でも議論した上で決定するのが良いと他国の若者以上に感じているということである。原因は同調査からでは判断できないが、興味深いデータである。

再び質問に戻る。「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」という考えに対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えたのは 30.2%と日本が最も低かった。

また「私個人の力では政府の決定に影響を与えられない」という考えに「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えたのは 61.2%で他国とさほど変わらなかった。ただし、スウェーデンだけは 39.1%であり、その他 6 か国の平均（59.45%）より 20%も低かった。つまり、スウェーデンの若者は他国の若者よりも自らの意思で政府の決定を変えられると思っているのである。

以上を総合すると、他国と比較したとき、日本の若者は、自国のために役立つことをしたいと感じており、政治にもそれなりに関心があるのだが、将来自らが積極的に政策決定をしたいとはあまり思っていない。また自らが参加したとしても変えてほしい社会現象が変わるとはあまり思っていない。この結果はつまり民主主義を実現するための主権者意識や方法（選挙での投票、立候補など）が根付いていなかったと言えるのかもしれない。それは不満があっても社会の変え方を知らないという危機的な状況を生み出しているのではないか。若者の意識や行動を変えるにはどうすればよいのだろうか。

対比するためにスウェーデンの若者についても考察する。同国では、全世代で投票率が 8 割を超えている。¹⁶その背景には教育の違いが影響しているものと思われる。小学校高学年

¹⁵ 日本、韓国、アメリカ、英国、ドイツ、フランス、スウェーデン（計 7 か国）の 13-29 歳までの男女を対象とした調査。

¹⁶ SCB “Increased turnout among the young and old”によると 2014 年の議会選挙では投票率が 18-29 歳 81.3%、30-49 歳 86.3%、50-64 歳 88.7%、65 歳以上 85.9%、全体で 85.8%であった。

<https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/democracy/general-ele>

にあたる社会科の教科書には「民主的な決定とは何か」、「民主的な選挙とはどのようなものか」といった民主主義にとって極めて重要で本質的な内容が分かりやすく記述されている上に、生徒同士で話し合うための問いかけも多くなされている。¹⁷知識の定着を第一に図ろうとしている日本の教科書とはかなり異なっている印象を受けた。

スウェーデンの若者は、先ほどの調査では、まず自国の政治への関心度が7か国のうち最も低かった。対して個人の力が政府の決定に影響を与えられると考える割合が他国より大幅に高かった。同調査結果と高い投票率から推測できるのは、スウェーデンの若者は政治に関心が高いと自覚している訳ではない。しかし選挙は当然行くものとして内面化、習慣化しており、かつ自らの投票が社会を変え得る力を持つものとして認識されているということである。そうした状況は他国から眺めたとき、真に民主主義が根付いた国だと判断されているのではないだろうか。こうした点に日本の若者の意識や行動を変えるヒントがありそうである。

実は同調査では「自国の将来は明るいと思いますか」という質問もなされていた。図1-3はその結果を示したものである。『明るい』（「明るい」「どちらかといえば明るい」と答えた日本の若者は、わずか28.8%で最も少なかった。特に「明るい」という答えは2.6%で他国平均の5分の1にも満たなかった。ここに日本の若者がいかに自国の将来に対して希望を感じられていないかという残酷な現実が浮かび上がる。

若者が明るい未来を思い描けないような停滞する社会的ムードは打破しなければならない。社会保障もそれを実現できるようなものでなければならないだろう。

1. 4 問題を解決するには

これまで述べてきた日本社会の問題を解決するにはどうすればよいのだろうか。章の最後に改めてまとめておく。

まず少子高齢化については、結婚や子育ての経済的なハードルを下げることである。繰り返しになるが、日本人は子どもを欲しがっていない訳では無い。結婚し、子どもを持つだけの経済的余裕が特に若年層において乏しいのである。

次にグローバル化がもたらす格差の拡大と貧困については、アンダークラスや子どもの貧困への対策を充実させることである。低く不安定な収入に頼らざるを得ない非正規労働者や母子家庭に安定した経済的基盤を構築することが求められている。

最後に停滞する社会については、起業支援のための労働市場の柔軟化や主権者教育の徹底が必要である。そして何より明らかなのは、次の世代が希望を持てるような社会を目指すしなければならないということである。

次章ではこのまとめを基にして求められる社会保障とは何かを考える。

ctions/general-elections-participation-survey/pong/statistical-news/general-elections-electoral-participation-survey/ (2018.12.08)

¹⁷ ヨーラン・スバネリッド, 2016, 鈴木賢志編訳『スウェーデンの小学校社会科の教科書を読む ―日本の大学生は何を感じたのか』(124-150)

2. 求められる社会保障とは

2. 1 社会保障の理念と機能

まずは社会保障の定義を確認する。社会保障とは「国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民にすこやかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行うものである」¹⁸といわれている。

社会保障には、税金により貧しい人を選別して給付をする公的扶助、病気や失業、高齢など一定の確率で起こり得るリスクに対して社会の成員で保険料を負担してカバーする社会保険、税を財源としつつも広く給付を行う社会福祉制度がある。(棕野・田中 2017: 4-7)

また社会保障には 4 つの機能がある。①貧困の予防と救済、②所得の再分配、③経済の成長と安定、④社会の統合や政治的安定である。経済の成長と安定とは、例えば不況期に家計に購買力を与えることで需要の拡大を図るように、景気とは逆方向に動く機能である。社会の統合や政治的安定とは、人々がお互いに支え合っていることを実感し、社会への帰属意識を共有することなどである。(同上: 276-282)

2. 2 現行制度の問題点

ここでは現行制度の問題点をいくつか示す。

まず年金は 1. 1. 2 でも述べたように少子高齢化で負担と給付のバランスが崩れている。保険料の負担を抑えるために保険料率に上限を設けたはいいが、それを補う財源の 50% は税金であり、結局多くは勤労者が負担しているといえる。更にマクロ経済スライドを導入して給付水準は低く抑えられている。

そもそも世代間保障である年金は人口減少時には、常に負担する側よりも給付される側が相対的に多くなるので、次世代の給付水準は現在の受給世代より低くなってしまうという欠点がある。給付の世代間格差が頻繁に取り沙汰されることで、現役世代の需給への不安は高くなる。その結果、世代間の不和につながってしまっている。また若年層は低賃金で保険料が支払えないことから、納付率が低くなっている。¹⁹

生活保護は低い捕捉率が最大の問題である。捕捉率とは受給要件に該当する世帯の内、実際に受給している割合である。諸外国では 50% を超えているのに対し、日本は 20% 前後だといわれている。(山森 2009: 32) すなわち生活保護基準以下の暮らしをしているが、受給できていない人が 8 割もいるのである。このことが問題である理由は、困窮の原因を問わず、保護が適用されなければならないという生活保護法の改正趣旨に背いているからである。

¹⁸ 社会保障制度審議会 『社会保障将来像委員会第一次報告』(7-8)
<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/syakaifukushi/458.pdf>
(2018.12.08)

¹⁹ 厚生労働省 『平成 29 年度の国民年金の加入・保険料納付状況』(5)
https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/k_h29.pdf (2018.12.08)

捕捉率が低い理由は様々ある。資力調査によって役所や家族に生活状況が把握されることや保護を受けること自体へのスティグマがあり、必要としている人が申請を躊躇うのである。また財源の 4 分の 1 は地方自治体負担のため、余裕のない自治体では給付の申請を拒む水際作戦が行われるためでもある。生活保護は最後のセーフティネットであるはずだが、網の目は広く、多くの人がすり抜けてしまっているといえる。捕捉率が低い他にも、資力調査などにかかる行政コストが高くつくことや、所得を得た分の給付額が減ってしまうため、保護状態から抜け出そうとしなくなる「貧困の罠」も問題である。

雇用保険の問題は給付日数が決められているため、その間に再就職できなければ給付が終わってしまうことである。また自己都合退職と会社都合退職とで給付開始までの期間や給付日数が異なることも、会社が自己都合退職になるように促すといったことが考えられ、問題だといえる。

日本の社会保障制度全般にいえる問題は、貧困に陥る前の支援が乏しいことである。これは年功序列と終身雇用を特徴とした日本型雇用生活保障機能が備わっていたことが一因であろう。かつては正社員ばかりで解雇規制が厳しく一度雇用されれば、企業は簡単には解雇できなかった。また福利厚生が整えられており、手厚い企業福祉を受けることができていた。しかし、近年はグローバル化の影響を受けて企業の人件費削減が進み、非正規雇用の割合が 4 割に近い時代である。²⁰派遣労働者や契約社員の待遇は悪く、企業福祉を十分に受けられない場合がある。社会の変化を受けてより包括的で誰もが安心できる制度を作らなければならないのである。

2. 3 求められる社会保障とは

この節では、第 1 章のまとめと第 2 章のこれまでの流れを踏まえてどのような社会保障制度が求められているのかを示したい。結論から述べるとそれは収入が低く、生活が不安定な層を含めた万人に対する継続的な経済的保障である。そしてそのような社会保障を実現するには再分配を強化する必要があるのだ。順に説明していこう。

2. 3. 1 万人に対する経済的保障

まず、求められている社会保障が万人に対する経済的保障だとしたのはなぜか。それには 2 つの理由がある。

1 つは従来の社会保障制度では手薄になっていた若年層や貧困層への経済的支援の必要性が高まっているからである。第 1 章でまとめたように少子化を解消するためには結婚や子育てに対する経済的ハードルを下げる必要がある。またグローバル化に伴う雇用形態の変化により、収入が低く、生活が不安定な「アンダークラス」が急増したことも問題である。彼らは、終身雇用の正社員を前提とした企業福祉や社会保障の恩恵を受けにくいからである。他には貧困家庭にいる子どもへの機会の平等の保障は社会的正義を実現するため

²⁰ 厚生労働省 『「非正規雇用」の現状と課題』によると 2017 年は 37.4%である。内訳はパート・アルバイトが 70%、派遣社員が 6.6%、契約社員が 14.7%、嘱託が 5.9%である。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000179034.pdf> (2018.12.09)

に必要である。最後にイノベーション創出のためには、起業を支援する労働市場改革が必要であり、起業へのリスクを軽減する公的な生活保障が求められているためである。

もう 1 つの理由は、前項で示したように現行の社会保障制度には重大な問題があるからである。生活保護は法の理念に反して運用において選別主義的であるし、年金は少子化によって制度疲弊と世代間の不和をもたらしている。社会構造の変化に伴い、より包括的な社会保障が求められている。

以上が全ての人に対する経済的保障が必要な理由である。次に再分配を強化する必要性とその方法について述べる。

2. 3. 2 再分配を強化する

所得の再分配は社会保障の機能の 1 つであった。富裕層から貧困層に所得の移転を図り、貧困層の生活を保障することである。なぜ再分配を強化する必要があるのだろうか。

それは日本の税制が課税の対象を大企業や富裕層から低所得者層に移してきたからである。法人・所得税率を下げ、消費税率を高めてきたことに明らかである。担税能力を持つ者が税を負担するという「応能負担」の原則から離れているのである。再分配強化は第一に課税の原則に合致しているのである。

また適切な再分配は、生存権保障のコストを抑えることにつながる。例えば、低所得者層が十分な貯蓄ができないまま働けなくなったときに、生活保護に頼ることになってしまうからである。生活保護の行政コストは高く、余計に費用が掛かるのである。貧困に陥る前の段階で経済的援助を行えば、安く済む場合もあるだろう。

再分配の経済的な意義は他にもある。一般に所得のうち消費に充てる割合を指す消費性向は富裕層よりも低所得者層の方が高い。富裕層は消費した上で残りの所得を貯蓄や投資など消費以外に回すのに対して、低所得者層は食費や住居費など生活に必要不可欠な消費に所得の大部分を充てることになるからである。そして低所得者層は娯楽や教育といった消費が不十分なため、給付を受ければ消費に回すと考えられる。したがって再分配を強め、低所得者層への給付を増やせば、社会全体での消費が増えることになる。経済活動が活発になる上、税収も増えるというメリットがある。

ではどのような再分配が望ましいのか。一律に年金の受給額を減らしたのでは、資産の乏しい高齢者は生活が維持できず、また世代間の不和は高まってしまう。したがって本論では若年層の支援を強化するとはいえ、財源は高齢者から徴収することはしない。応能負担の原則に従い、資産を持っている大企業や富裕層への課税を強化し、再分配に回すのである。財源については 4. 2 で詳しく述べるが、具体的には不平等な優遇政策を廃止し、法人・所得税率を高めること、また資産の格差を減らすための資産課税を導入することが考えられる。

この章では社会保障の理念を確認し、現行制度の問題と求められる社会保障の概観を示した。第 3 章では以上を踏まえた具体的な制度として BI を考えることになる。

3. BI という選択肢

前章ではどのような社会保障制度が求められているのかをはっきりさせることができた。すなわち万人に対する継続的な経済的保障とそれを実現するための再分配の強化である。この章ではそれを満たす社会保障として最もふさわしいと思われる BI についての導入となる。

3. 1 BI とは何か

BI (Basic Income) とは様々な社会保障制度を廃止し、個人に対し、無条件に、最低限の生活を満たすだけの現金給付を継続的に行うという社会保障制度である。給付額は、論者によって様々であるが月額 7・8 万円が妥当ではないかと考える意見が多いようである。

ガイ・スタンディングによると BI を最初に提唱したとされる人物はトマス・モアである。『ユートピア』の中で教会や資産家の慈善頼みではなく、公的資金による公的給付の形で貧困者を救済すべきだと示しているためだ。18 世紀には、トマス・ペインが『土地分配の正義』の中で若者向けのベーシックキャピタル²¹や高齢者向けの BI を、トマス・スペンスも人間の生まれながらの権利として BI を提唱した。その後はフリーエやシャルリエといった社会主義者が、第一次大戦後にはバートランド・ラッセルが支持することで思想的な広がりを見せたという。1960 年代以降にはハイエクやミルトン・フリードマンといった新自由主義者やエコロジストにも受け入れられてきた歴史がある。(スタンディング 2018 : 20-28)

また山森によると BI を求める運動は 1970 年前後にアメリカやイギリス、イタリアで主に女性たちによって展開された歴史があるという。その背景には、性別役割分業を否定しつつ、女性が担う家事や育児に対する十分な所得が無いことが不当であるといった主張があったようだ。(山森 2009 : 103)

3. 2 BI の利点

BI は再分配を強化し、万人に対する経済的保障を実現する。これが最大の利点である。最低限の収入が保障されることで格差の拡大を食い止め、誰もが安心して暮らせる社会になるのである。低賃金に喘ぐ非正規雇用者や母子家庭などのアンダークラスを含め困窮する全ての人にとって経済的のみならず精神的余裕をもたらすだろう。結婚や子育てへの支援になり、子どもの貧困に対しても機会の平等に近づけることができる。人口の増加は国内投資を活発にさせる。また失敗できない社会の緊張が緩み、若者は挑戦しやすくなり、今よりも希望が持てるようになるのではないか。

²¹ 比較的少額の現金が定期的に給付される BI と異なり、多額の現金が 1 回限り給付されるという考え方。出発点を揃えた後は、市場の作用を通じて格差が生じることはやむを得ないとする。(スタンディング 2018 : 18)

他には現在の複雑な税制や社会保障制度に比べてシンプルで分かりやすいことも利点である。制度は原則として国民にとって分かりやすいものでなければならない。税制については会計処理が煩雑にならずに済み、何より税は国民が納得して負担することが必要だからである。社会保障制度についても、制度が複雑で分かりにくく、給付のための手続きが煩雑であれば、困難に陥っていても申請がなされない。必要な人に必要な支援が行き渡らないことになるのである。

税控除や生活保護は世帯単位の制度である。対して個人単位の給付である BI は家族のあり方を問わない。例えば配偶者控除は結婚していないと対象にならないが、BI は事実婚の状態や同性愛者のカップルでも等しく恩恵を受けることができるのである。

無条件の給付も大きな利点である。これは給付を受けるための強制的な義務（権力によるパターナリスティックな介入）がないことを意味する。生活保護の資力調査では家族や資産の状況が丸裸にされ、受給者にスティグマが伴うが、BI にそうした欠点はない。

また現金給付であることは、各々の異なるニーズを同時に満たすことができる点で優れている。例えば、「貧困層は十分な食料を買えないだろうから食事を提供すればいい」といった行政による一面的な思い込み（パターナリズム）を排除できる。何がその人にとって必要かはその人自身が一番知っているということが多いだろう。

行政コストが削減されることも利点である。例えば国は少子化や貧困を解消するためにこれまで様々な施策を行ってきたのであろうが、お世辞にも目立った効果が表れているとはいえない。公務員を減らし、浮いた財源を BI に充てた方が効率が良いと言えるのかもしれない。

3. 3 BI の欠点

欠点はやはり財源が膨大なことである。仮に日本の総人口である 1 億 2650 万人（2018 年 6 月 1 日現在）²²に毎月 7 万円配ると約 106 兆円（月 8 万円だと 121 兆円）が必要になる。この額を賄うためには、代替される社会保障費では足りず、富裕層や法人、中間層への莫大な課税が必要になる。そのため BI の反対派は財源が膨大過ぎるあまり非現実的だとしてしばしば一蹴してしまうのである。財源について詳しくは 4. 2 で述べる。

他には万人に対して一律に現金給付する点である。人によっては金額が足りない、あるいは金銭給付で解決できない問題を抱えるはずである。その場合には別の支援でカバーすればいいだろう。

また個人の責任への負荷が大きくなるという欠点もある。月の初めに給付された BI をすぐに使い果たしてしまい、翌月までの間、生活に困窮する人が出てくるといったことが考えられるからである。ただしこうした欠点は制度設計によって大幅に解消できる。例えば月に 1 度の給付から週に 1 度の給付に切り替えたり、1 日の使用限度額を設定できるようにすれば良い。

あとはフリーライダー問題である。BI を給付されたら人は働かなくなり、フリーライダ

²² 注 1 に同じ

一が増えてしまうので社会が回らなくなるという懸念がある。この懸念についての考えを述べておく。BI はあくまでも最低生活を保障するものである。したがってその生活水準は高いものではなく、最低である。仮に月に 7-8 万円が給付されたとして現在よりも生活の質を下げても人々が全く働かなくなるかといえば、そうはならないのではないか。それにもし、人々が実は最低生活で満足できると選択したのであればそれもありではないか。BI の給付によって「自分は最低生活でも構わないから働かない」という労働拒否の自由にまで、われわれの取り得る自由が幅を広げることは間違いない。

また必要な労働がなされず、社会が回らなくなるのであれば、需要と供給の関係からその仕事の給料を上げれば良いのである。金融機関での仕事が介護や清掃の仕事よりも多くの収入を得るという必然性はどこにも無い。

さらに現在は技術の革新によって生活の維持に必要な労働量が減り、最終的には多くの人が働かなくても良い社会が到来することが期待されている。今はまだ夢物語であるが、そのような社会では BI のような無条件の分配が必要になっているだろう。いずれにせよ BI によって日本人が本当に働かなくなるかどうかは実験してみれば明らかになるだろう。フリーライダー問題については 4. 3. 1 で再び触れることになる。

3. 4 BI は社会をどう変えるか

これまでも述べてきたように、BI が実際に導入されたら社会の多くの面が変わっていくだろう。加えてこの節ではやや楽観的かもしれないが BI の持つ更なる可能性を述べていく。

万人に最低生活が保障されることは、人が生きるために働くことから解放される自由を得られることを意味する。生活のために多くの時間を費やしてお金を稼ぐ必要から解放されることは、これまで述べてきた以上に社会に大きな便益をもたらすと考えられる。

例えば次のようなケースを考えてみる。ある母子家庭で母親が自分と小学校低学年の子どもの生活のためにパートを掛け持ちしているとする。母親は休みなく働いており、子どもと過ごす十分な時間が持てず、ストレスをため込んでいる。まだ幼い子どもは一人で母親の帰宅を待っており、宿題を見てもらうことも今日学校であったことを話すことも十分できずに暮らしている。

もし BI の給付によって母親がパートの掛け持ちをやめ、子どもと過ごす時間を増やすことができたらどうだろう。母親はストレスの多くが解消され、心に余裕が持てるようになるのではないか。子どもは栄養状態や心理状態が改善するほか、学力やコミュニケーション能力が上がるなど高い教育効果も見込めるのではないだろうか。

人が働かなくなると、怠けるというイメージを抱くかもしれないが、そうでは無い。このようにむしろ長時間労働に起因するストレスや制約、不満、不安を緩和し、他者と関わり合う時間、社会的なつながりを増やすことができるのだ。そしてそこに様々な便益が付随する。時間的、精神的にゆとりのある社会に転換し得るのである。

また BI はお金に対する価値観を転換させるだろう。現在はお金を使うことよりも貯めることばかりに人々の注意が向けられている。それは不安な将来に備えての処世術であろうが、お金は使われなければ当人にとっても社会にとって利益をもたらさないものである。もし BI が継続的に支給され続けたら人々のお金に対する意識はようになるだろうか。将来へ

の不安がある程度解消されることでお金を持つことへの執着が薄れ、使うことを選択する人が増えるのではないか。お金は使われれば使われるほど世の中は消費されたモノの便益だけ豊かになっていくのである。

BI は仕事の選び方も変えるだろう。現在は安定を求めて優秀な人材が公務員を選んでいく。しかし最低限の安定が BI で図れるのであれば、起業などのように現在ではリスクの高い選択をより多くの人が選べるようになるだろう。

またこれも前節で述べたように、それぞれの仕事に対して正当な報酬が決まるような市場が形成される可能性がある。生活のために仕方なく低賃金のいわゆる 3K 仕事についていた人々がやめることになったら、その仕事の賃金が上がることになるからである。(山森 2009 : 276)

4. BI の実現可能性

第 3 章では BI について説明した。この章では理想的とも感じられる BI は実現が可能であるかを考えたい。まずは BI によって現行制度の何が置き換え可能なのかを示す。次に財源案を提示する。そして社会的合意に至るために必要な解釈を示す。

4. 1 BI に置き換え可能な制度

この節では現行制度のうち何が BI に置き換えられるかを示す。

BI への置き換えがふさわしくない制度は、金銭給付を除く医療保険（すなわち現物給付部分）、社会手当を除く社会福祉制度、介護保険、労働者災害補償保険であると考えている。サービス給付であることや高額な保障であることが理由である。

次に BI に置き換えられる制度を示す。

まずは生活保護の生活扶助である。生活扶助は受給者の最低生活費を保障する給付金であるから BI に置き換えても問題ない。ただし生活保護には他に医療扶助や介護扶助、住宅扶助などがあり、これらを置き換えるのは不相当と考える。本論では財源の計算を簡略化するために生活保護をこのように部分的に残すことにした。よって生活保護の問題が全て解決されるわけではない。生活扶助以外をどのように変えていくかは本論で扱いきれない課題として残されることになる。

次に国民年金である。老齢年金は老後の、障害年金は障害者の、遺族年金は遺族の生活をそれぞれ保障するための制度なので置き換えられる。2016 年の受給者の平均給付額は老齢年金が月 5 万 5 千円、障害年金が月 7 万 2 千円、遺族年金が月 8 万 2 千円であった。²³したがってこの金額を上回るように BI を設定すれば、受給者の所得はその分増えることにな

²³ 厚生労働省 『平成 28 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況』(19) 表 18
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/H28.pdf>
(2018.12.09)

る。なお遺族年金分については厚生年金も含めて本制度案での追加的な給付は行わない。本人の BI だけで最低生活が保障されると考えるためである。財源に余裕があるようであれば、遺族には追加的な給付を行うように設定しても良いだろう。

厚生年金は BI で置き換えるかどうか判断の難しいところである。それは国民年金のように定額給付ではなく、所得の多寡が保険料と給付額に反映されるので、給付額に大きな差が出ているためである。第 1 号受給者の平均給付額は老齢年金が月 14 万 7 千円、障害年金が月 10 万 2 千円、遺族年金が月 8 万 4 千円であった。²⁴仮に月 8 万円の BI に置き換えるならば、多くは受給額が下がってしまう。多くの受給者が反対するのは明らかである。

一方で年金は社会保険であるため、本来は高齢になったときに貯蓄が乏しく、生活できないというリスクに備えるための仕組みであった。高齢者に貯蓄が無いのかというところではない。むしろ逆で 2 人以上の世帯を年代別で比較したとき、貯蓄残高は世帯主が 70 歳以上の世帯が最も多く、次に多いのは 60-69 歳の世帯である。²⁵²⁶貯蓄が多いため、BI よって給付額が減少したとしても貧困に直結する訳ではない。

よって本論では 2 階建て部分も含めた厚生年金も全て BI に置き換えられると判断した。厚生年金受給者の反対を和らげるために、基礎年金部分のみを BI に置き換えるという案も考えられるが、本論ではその構想はしない。よって次の課題として残ることになる。なお第 5 章では BI 制度案でどれだけ給付額が減るのかのモデルを示す。

雇用保険は失業時の生活保障であるため置き換えられる。労働者の職業安定のために事業主を助成する雇用保険二事業も同様である。

児童手当や児童扶養手当などの社会手当も生活援助のための金銭給付であるため置き換えられる。

傷病手当金や出産手当金といった医療保険の金銭給付も病欠や妊娠出産により働けない期間の生活保障であるため置き換えられる。

所得税控除は配偶者や子どものために課税所得を減らす税制である。しかし所得税率の高い富裕層が優遇される逆進性があることに加え、配偶者控除などは特定の家族のあり方が優遇されているため、BI 給付に伴い廃止されるべきである。

²⁴ 注 23 に同じ (10) 表 6

²⁵ 総務省 統計局 『家計調査年報 (貯蓄・負債編) 平成 29 年 貯蓄・負債の概要』図Ⅲ-1-1 https://www.stat.go.jp/data/sav/sokuhou/nen/pdf/h29_gai4.pdf (2018.12.09)

²⁶ ただし全ての高齢者世帯の貯蓄が多い訳ではない。注 25 の資料の図Ⅲ-5-1 を見ると、世帯主が 60 歳以上の世帯のうち約 3 分の 1 が 2500 万円以上の貯蓄があるのに対して、300 万円未満の世帯が 13.4%を占めている。高齢者世帯の中で大きな格差が存在していることが分かる。

4. 2 財源はどうすればよいか

BI に置き換え可能な制度を示したところで、ここからは財源について述べていく。

4. 2. 1 置き換えにより得られる財源

まずは BI に置き換えられる制度の財源を示していく。

生活保護のうち生活扶助の割合は 2015 年に 32.4% で費用は国、地方合わせて 1 兆 1972 億円であった。²⁷

公的年金受給者の年金総額は、平成 28 年度で 54 兆 8355 億円であった。内訳は、国民年金 22 兆 7156 億円、厚生年金 32 兆 1198 億円、福祉年金 1 億円であった。²⁸

雇用保険の失業等給付の給付総額は、平成 29 年度に 1 兆 4988 億円²⁹で、同年の雇用保険二事業の関係予算は 5252 億円であった。³⁰したがって雇用保険の総額は 2 兆 240 億円であった。

社会手当は平成 30 年度予算額の総額が 2 兆 8476 億円であった。内訳は、児童手当の給付総額が 2 兆 1694 億円³¹、児童扶養手当の給付総額が 5132 億円³²、障害者関連の給付総額が 1650 億円であった。³³

医療保険の金銭給付の給付総額は 7598 億円であった。³⁴

所得税控除を廃止することによる所得税の増収分については上村（2012）の試算を用いる。上村の試算では社会保険料控除、一般配偶者控除、一般扶養控除、特定扶養控除（上乗せ部分）のそれぞれを廃止したとき 2010 年の税収がどれだけ失われているかが示されて

²⁷ 厚生労働省 『生活保護制度の現状について』（8）

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000164401.pdf （2018.12.09）

²⁸ 注 23 に同じ （6）表 2

²⁹ 厚生労働省 『雇用保険事業年報』（13, 15-19）

https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken02/pdf/all_h29.pdf （2018.12.09）

³⁰ 厚生労働省 『雇用保険二事業について』（4）

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantou/0000187095.pdf （2018.12.09）

³¹ 厚生労働省 『児童手当制度の概要』

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/pdf/gaiyou.pdf> （2018.12.09）

³² 厚生労働省 『ひとり親家庭等の支援について』（64）より国庫負担分の予算が 1710.9 億円、かつ国の負担割合が 3 分の 1 であることから算出した。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/000205463.pdf> （2018.12.09）

³³ 厚生労働省 『平成 29 年度行政事業レビューシート』 事業番号 0735

https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2017/h28_pdf_saisyuu/735.pdf （2018.12.09）

³⁴ 厚生労働省 『健康保険・船員保険事業年報 平成 28 年度』 第 15 表 現金給付（医療給付以外）の支給状況

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryouhoken/database/seido/kenpo_nnpou28.html （2018.12.09）

いる。その額はそれぞれ 2 兆 4042 億円、4407 億円、9064 億円、1225 億円である。³⁵やや古いデータであるが、本論ではこれらの額を財源に加えることにする。ただし特定扶養控除（上乗せ部分）は 2011 年から一部が廃止されており、差額の推計が困難であるため 1225 億円は財源に加えない。また上記以外の控除の試算は無いため、他の控除については廃止せず、財源から除外する。よって税控除廃止で得られる財源は合計 3 兆 7513 億円となる。

以上既存の制度を廃止することで得られた財源を合計すると、65 兆 4154 億円であった。

4. 2. 2 格差是正により得られる財源

この項では荒川ら（2018）『不公平な税制をただす会による『消費税を上げずに社会保障財源 38 兆円を生む税制』で示されている社会保障財源案について説明する。

結論から述べると、新たに捻出できるとされている財源は 38 兆 310 億円である。そして第 5 章で示す制度案ではこの財源をそのまま加算している。38 兆円の内訳は表 4-1 と表 4-2 で引用した。以下ではどのように算出されているかを簡単に示す。

財源は応能負担の原則に従い、富裕層や大企業に対する数多くの優遇税制を改めたことで算出している。例えば、表 4-1 の「3. 税率配分の適正化」では大企業からの（法人税率改定による）増収分で 9 兆 9888 億円と示されている。これは法人税率を消費税導入前の 42%に戻した場合に得られる税収である。高額所得者からの増収分も同様に算出している。法人税では他に他社の株の受取配当金を利益に算入しない制度を廃止するなどしている。所得税では土地の譲渡所得、利子や配当の分離課税をやめて給与所得との総合課税にするなどして税収を算出している。その他の細かな算出方法は不公平な税制をただす会編の『TAW = 福祉と税金：tax and welfare』第 29 号、38-75 ページに掲載されているのでそちらを参照してほしい。

なぜ課税を強化するかというと、大企業や富裕層が実際に負担する税率が低いためだと同書では説明されている。例えば、同書から引用した図 4-1 では、資本金 1 億円以上の企業は資本金が多くなるほど実際の法人税負担率が低くなっていくことが示されている。その理由として挙げられているのは、大企業は政党への政治献金をする代わりに政府から様々な優遇税制を受けられているためであるという。またそのために生じた法人税の減収分を埋め合わせるために消費税が導入されているようにも見えるという。（同上：86-91）

国家のもっとも重要な役割は国民の生命及び財産を守ることである。そして富裕層の私有財産よりも優先されるのは国民の生命である。最低限の人間らしい暮らしさえもできずに貧困に喘ぐ国民がいるにもかかわらず、国家が大企業や富裕層優遇の措置を取ることはあってはならない。富の偏在を放置するどころか格差の拡大に加担していることは、国家がその義務を放棄していることに等しい。貧しい人でも人間らしく生きられるために、著しく偏在している富を再分配することの意義は格差の拡大と比例して高まっているといえるだろう。

前項で示した 65 兆 4154 億円と 38 兆 310 億円を足すと 103 兆 4464 億円となる。前述

³⁵ 上村敏之, 2012, 「所得税の税収構造の要因分解による実証分析 ―所得控除の税収ロスと税率変更による増収額の試算」 APIR Discussion Paper Series No.24 表 6
<http://www.apir.or.jp/ja/research/files/2013/03/189.pdf> (2018.12.09)

したように日本の全人口に毎月 7 万円配るとすると約 106 兆円必要なのでまだわずかに足りない。したがって次項ではその他の財源について考えられるものを挙げていく。

4. 2. 3 その他の財源

格差の緩和を第一に考えるならば、所得による累進課税強化の他に 1. 2. 1 で引用したピケティの主張のように資本税を導入するのが良いと思われる。資本税といっても既に固定資産税はあるため、金融資産課税について考えてみる。2018 年 6 月末における家計の金融資産残高は 1848 兆円である。³⁶

仮に固定資産税率と同率の 1.4% の課税とすると 25 兆 8720 億円の税収を得られる。ただし家計の金融資産残高には年金受給権など一般的には金融資産だと認識されない金融商品が含まれているので、このままでは課税の設定としてふさわしくないだろう。しかし本論では計算を単純にするため、この額と前項の 103 兆 4464 億円を加えた 129 兆 3184 億円を BI 制度案の財源としている。金融資産課税は、技術的なハードルが相当高いと思われるが、更なる格差の拡大を防ぐためには必要な措置だといえるだろう。

他には行政コストの削減分も財源として考えられる。BI により相当な削減が見込めるのではないだろうか。しかし、その額を推計するのは困難であるため、第 5 章の制度案では加味しないこととする。

更なる財源となり得るのは年金積立金である。平成 28 年度の運用による収益は 7 兆 8930 億円であり、資産額は 153 兆円となっている。³⁷年金財政の安定化を図るための財源であるが、その機能はそのまま BI でも活用すべきである。ただし 100 年かけて使っていく重要な財源とされているので今回はこちらも加味しないこととする。

BI の効果が表れてからは新たに生まれる財源が他にも考えられる。例えば労働者の不安が解消されることで生産性が上がれば、法人・所得税収が増えるだろうし、貧困層の健康状態や不安定層の精神状態が改善すれば、医療費は抑えられるだろう。希望的観測に過ぎず、現段階では財源にも加味できないが、BI はこのような可能性も持っているといえる。

また富裕層への給付を抑えるのであれば、BI を受け取らなかった人に「BI 寄付者」のような称号を与えれば良いと考える。自身の名誉になることであれば富裕層はそれだけの負担を受け入れるのではないか。

今回は加算しなかったが、これらの財源が得られれば、金融資産課税の税率を低くする、あるいは金融資産に控除額を設けて一定以上の資産にのみ課税することにしても十分な財源が得られるだろう。その方が徴収コストも大幅に減るので良いと思われる。

財源に関してはここまで示した通りである。次節では BI が社会的合意を得られるかということ述べていく。

³⁶ 日本銀行 『資金循環統計（速報）（2018 年第 2 四半期）参考図表』（1）

<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjexp.pdf> （2018.12.09）

³⁷ 厚生労働省 『平成 28 年度 年金積立金の運用状況について』（2）

<https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dl/seisaku-hyouka-10-07.pdf> （2019.12.09）

4. 3 社会的合意は得られるか

日本の生存権保障は不十分であることから、全ての人に最低限の生活を保障する BI の必要性を述べてきた。しかし「怠惰故に働かない人にも配るのか」、「働かざる者食うべからず」と言うのではないか」という反論は人々の感覚に合致するために根強いものになると思われる。また「勤労の義務」や「自己責任論」が反対の根拠に持ち出されることや、「富裕層の課税回避が深刻化し、実現は不可能である」と一蹴されてしまうことも考えられる。BI を実現するための社会的合意が形成されるには、これらの反論に適切に答えなければならないと考えている。

4. 3. 1 働かざる者食うべからずを考える

働かざる者食うべからずという慣用句がある。この言葉は強い社会通念である。例えばニートに対する風当たりが強いことに現れている。ニートと聞くと、当人の人格を貶めるような侮蔑的なニュアンスが含まれていると感じる。しかしイギリスで「NEET」という概念が使われ始めたとき、言葉の意味や使われる文脈は異なっていたようである。日本のニートは 15-34 歳を対象としているが、イギリスの NEET は 16-18 歳を対象としている。本田（2006）は次のように書いている。

堀氏³⁸によれば、もともとイギリスで生まれた「NEET」という概念は、「社会的排除（exclusion）」の問題と緊密に結び付けられていました。つまりイギリスでは、貧困や低学歴、あるいは人種的マイノリティであることなど、様々な困難が集中しているきわめて不利な立場にある人たちをいかにして救うか、という議論の中で、「NEET」の定義が出てきたのです。（同上：40）

ニートという言葉が日本では専ら怠惰や無気力などの意味を伴って使われる背景には、やはり「自分たちは一生懸命働いているのに働かずに親のお金で生活しているのはおかしい、ずるい」といった不公平感があるのだろう。この考えはいわゆる「フリーライダー」に対する批判だと見なすことができる。

フリーライダーといえば、資産家や高所得者といった裕福な家庭の子どももそうである。生まれながらにして多くの富を得ており、十分に「フリーライド」しているためニート同様に批判を受けるはずである。しかし旧来の階級意識が連綿と残っているのであろうか、そうした批判はあまり聞こえてこない。

ニートはどのように解釈できないだろうか。それは彼らが働かなくても当面暮らせるだけの富が生まれたということである。生産性が高まり、経済的、物質的余裕が生まれた。そしてニートの数だけ、あるいはそれ以上の人が、生きるために働かなくても済むようになったのである。この状況はむしろ人々が望んでいたことであり、喜ばしいことではない

³⁸ 独立行政法人労働政策研究・研修機構研究員である堀有喜衣氏のこと。堀は 2005 年に東京大学で行われた「『ニート』—何が問題なのか」というシンポジウムの中でこのように指摘していたという。

だろうか。「生きるため、家族を養うために仕方なく仕事をしており、本当は働きたくない」というのが多くの人の本音ではないだろうか。ニートはたまたま他の人よりも先に余裕が与えられて働かない自由を得たのである。

BI を配ることは多くの人に、最低生活ではあるが、ニートになれる権利を与えるということである。もしそうなればニートへの偏見は無くなるのではないか。むしろニート問題の重要な点は、人間は当面の働かない自由、何もしなくてもいい自由を得たときの日々の過ごし方を知らないことである。近年言われるように、人間の仕事が AI などによって代替されていくと、多くの人が同様の悩みを持つようになるのではないか。ニートは近い将来人類が直面する悩みを先取りしているのである。

4. 3. 2 「勤労の義務」はどう解釈すべきか

BI 反対派の中には反論の根拠として憲法第 27 条の「勤労の義務」を挙げることも予測される。この章では、辻（2018）の考察を踏まえて勤労の義務が万人に対する生存権保障の理念に反しないことを述べる。

辻はまず、勤労の義務が生存権保障に優先するのは資本主義経済体制では自己の生計は自力で維持する原則があるためだという見解に対して笹沼（2005）山森（2012）を引用しつつ 3 つの理由を上げて疑問視している。

1 つ目は資本主義と勤労の義務のつながりに必然性がないことである。その一端は勤労の義務が社会主義政党的発案で憲法に書き込まれたことにも表れているという。

2 つ目は憲法の主要な役割が個人の人権を保障するために公権力を制限することにあることだ。

3 つ目は働ける人が怠惰故に働かないときには生存権の保障は及ばないとする解釈は、生活保護法の改正趣旨と齟齬があることである。³⁹

この後の論理展開を簡潔に説明すると、辻は自律基底的理論⁴⁰やその理論に影響を与えたと考えられる運の平等主義⁴¹について考察し、運の平等主義では分配的正義の問題に満足に答えられないとしている。そして運の平等主義の代わりにロールズの正義論⁴²を取り上げている。ロールズの格差原理では困窮の原因に関係なく恵まれない状況にいる人にも自己尊重の社会的基盤を与えなければならないという。

以上を踏まえて辻は結論を次のように述べている。勤労の義務は生存権に対する制約で

³⁹ 2. 2 でも述べたようにかつての生活保護法には「欠格条項」が存在したが、それを廃止し、困窮の原因を問わずに無差別平等に保護を受けることができたとした。

⁴⁰ 菊池馨実の主張する規範的理論。社会保障の法理念は憲法 13 条から導き出されるとして「自律」指向性を最も基本に置かれるべきものとした。（菊池 2010 : 11）また社会保障の目的は国民の生活保障に止まるものではなく、「個人の自律の支援」にあるとする。（同上 : 13）

⁴¹ 不平等は、個人が責任を負うことのできない運が影響しているときには、悪であるが、個人が責任を負わなければならない選択による運が影響しているときには、悪ではないという考え。（広瀬 2016 : 54）

⁴² 人は生まれる前の「原初状態」に「無知のヴェール」に覆われていると仮定するとき、自分がどこに生まれるか分からないので最も恵まれないグループの状況を改善することに合意するという考え。

はない。それは勤労の義務が社会権の規定と同じく、公共の福祉を構成するものとして捉え直されるべきだからである。すなわち経済的自由に対する制約という文脈で理解されるべきなのである。不平等に所有されている資産に課税することで万人が経済的平等を得ることができる。そうやって初めて人は自己尊重を損なわない社会的協働へと参画することができるようになるのである。勤労の義務にはそのための制度を構築するポテンシャルが備わっているのである。(同上: 61-62)

辻の議論によって確認されたことは 2 つある。第一に勤労の義務は国民の生存権を制約するものではないと理解すべきだということである。第二に勤労の義務は経済的な格差を緩和するための課税根拠にもなり得ることである。したがって憲法学的な解釈において勤労の義務は万人に対する生存権保障の理念に反しないのである。

4. 3. 3 自己責任論はどのように打破できるか

学校を出て安定した仕事に就き、結婚して家庭を築く余裕があるような人たちがいつの間にか「勝ち組」と呼ばれるようになった。反対に学校を出ても非正規雇用などの不安定な仕事にしか就けず、低賃金でお金に余裕がないために結婚したくてもできないといった人たちは「負け組」と呼ばれるようになってしまった。「負け組」には「努力しなかったのが悪い」というような「自己責任論」が押し付けられている。

今の空気感のまま万人に対する BI の必要性を主張したところで「貧困に陥ったのはその人に原因があるのだからもっと努力させればいいではないか」といった自己責任論が喧伝され、社会的合意の形成を阻害してしまうと考えられる。この自己責任論が実は一番の社会的合意の鍵かもしれない。それだけ現代社会において人々が無意識に支持している支配的な空気感だからである。果たして一見もっともらしく見える自己責任論はどこまで正当化できるのだろうか。

自己責任論の問題は個人に責任を帰属させるということである。個人(individual)の原義は「それ以上分けられないもの」である。つまり責任を押し付けられた個人はその責任から逃れること、すなわち他に責任転嫁することができず、追い詰められてしまうのである。しかし格差拡大の原因はこれまで述べてきたようにグローバル化や脆弱な社会保障制度にあるのであった。したがって「非正規」であることなどの「負け組」とみなされてしまう原因は個人に突きつけるには過大なのである。

自己責任論が日本においてこれほどまでに支配的な空気となった背景には、これも前述したように「みんな」が横並びであるはずだという同調圧力が機能しているのではないかと思われる。安定した職に就き、結婚するという「普通の」ことがなぜできないのかは、周囲の人からすると、その人の能力が低く、問題があるというふうにみなされているのではないだろうか。そればかりか更に厄介なのは、当事者の中にも社会的支援を受けるのは申し訳ないと感じている面があるということだ。そうではなくて社会的・政治的な問題だと認識を改める必要があるのである。

吉崎(2014)は現在の「自己責任論」は「明白な政治的意図をもった『政策言語』(イデオロギー)」であると主張している。それは自己責任論の主唱者が政財界であり、政府や経済界の支配者層が自ら負うべき責任を逃れるために喧伝しているからだという。

自己責任論を無意識に合理的なことだと感じて受け入れ、社会的弱者に批判の矛先を向

けることは、支配者層の策にまんまとはまっているといえる。自分も生活に不満があり、苦しいから自分よりも弱い者を叩きたくなっているのではないか。かつての穢多・非人差別のように被支配階級同士の対立を利用して本来は支配者層に向けられるべき社会の不満が逸らされているといえるのである。団結して真に立ち向かわなければならない対象は高みの見物をしている支配者層なのだ。

繰り返し述べてきたように本当の問題は富の分配である。「自己責任論」に同調することは、自分たちで分断を助長し、ますます立場を弱めてしまっているということに気付かなければならないのである。

4. 3. 4 富裕層の発想を転換させられるか

富裕層への課税根拠はこれまで示してきた通りであるが、肝心の富裕層は莫大な課税を許容するだろうか。現在のままではおそらく不可能だろう。しかし、発想の転換を迫れば状況は変わるかもしれない。

BIに限ったことではないが、富裕層への課税が困難になっている最大の理由は、富裕層に高負担を課すと税率の低い海外に逃げてしまうことへの懸念があることである。だからといって課税を強化しないこともあってはならないだろうが、現に逃げられては困るのである。どうすれば良いのだろうか。

まずは高い課税を受けてでもBIが自分たちの利益にもつながることを理解してもらうことである。例えば、事業主の場合、会社が倒産して全財産を失ったときの生活の保障になる。またBIによって人口が増え、貧困層の購買力が上がると消費が増えるので事業の拡大が見込めることもあるだろう。BIが導入されたとしても再び金銭的に豊かになれる可能性はあるのである。

逆に格差の拡大を防がなければどうなるかを理解してもらうことも重要である。例えば、格差の拡大が進めば、社会の空気は張りつめ、街の衛生状態は悪くなり、治安も悪化する。移動の自由が制限され、常に身の危険を感じながら生活するようになる。そうなると富裕層は自らの身の安全と財産を守るためのセキュリティに多額の費用を投じることになるだろう。それよりもBIを社会の全構成員に配布し、全員の所得を一定以上にした方が返って負担が少なく、またより良い社会に生きているという実感が持てるのではないか。最下層の人間の喫緊の不安がなくなり、社会の緊張を緩めることで、必要以上のセキュリティが不要になる。再分配は現在の治安を守ることにつながるのである。

人間の欲望には際限がない。あらゆる人が経済的勝者となるため更なる富を求めている。そして一定程度成果を上げたとしても満足は一時的なものにとどまり、再び富を増やそうと画策する。それならば結局ある程度のところで妥協するしかないのではないだろうか。経済的以外の豊かさを求める方向へと価値観の転換を図れないだろうか。富裕層への高負担を求めるのは容易ではないが、諦めずに説得し続けることが重要であろう。

5. BI 制度案

5. 1 問題は何だったか

結論となるこの章では改めて第 1 章の問題を確認した上で、BI 制度案を提示し、その妥当性について述べていく。

第 1 章では筆者が特に重大だと考える日本の問題を示した。少子高齢化は年金の制度疲労を起こしており、支える側である子どもの数を増やさなければならないのであった。そのためには結婚や子育てへの資金援助が必要である。人口が増えることはそのまま国内経済を活発にし、社会全体をより豊かなものに導く重要な要素であった。

また、グローバル化による格差の拡大は「アンダークラス」という不安定な階級と子どもの貧困を生み出していた。彼らの生活を保障し、安心を提供することは、同時に「機会の平等」を図るという社会の責務であった。

最後に日本でイノベーションが起こらないのは、挑戦することのリスクが高すぎることにあった。また若者は日本の社会が変えられないと認識しており、未来を悲観していた。社会保障は若者の挑戦に対するリスクを軽減し、希望が持てるような制度が求められているのであった。

5. 2 適切な分配を考える

BI はこれらの問題に対処できるだろうか。4. 2 で算出した 129 兆 3184 億円を財源として実際の給付額を求める。3. 3 で示した通り、日本の総人口に毎月 8 万円給付すると 121 兆円であるから、財源内で一人月 8 万円以上の給付が可能である。これはこれで公平だが、4. 1 で言及した通り、厚生年金第 1 号受給者の平均給付額は月 14 万 7 千円（老齢年金）であるから、大きく目減りしてしまい強い反発が予想される。できるだけ社会的合意を得るためには、給付水準を年代によって変える必要があると考える。

例えば 15 歳未満には月 6 万円、15-64 歳には月 8 万円、65 歳以上には月 10 万円給付するとして計算し直してみる。平成 30 年 6 月 1 日現在、15 歳未満は 1548 万 4 千人、15-64 歳は 7558 万 1 千人、65 歳以上は 3544 万 5 千人である。⁴³年間給付総額を計算すると約 126 兆 2400 億円となり、財源の範囲内に収められた。余りの 3 兆円超の財源は BI でカバーできない部分を補完する財源として考える。

ここからはそれぞれの年代の給付額が適当であるかを確認していく。まず 15 歳未満には月 6 万円、年 72 万円の給付となる。児童手当（最大月額 1 万 5000 円）⁴⁴、児童扶養手当（最大月額 4 万 2500 円）⁴⁵、特別児童扶養手当（1 級月額 51,700 円）⁴⁶をいずれも上回る

⁴³ 注 1 に同じ

⁴⁴ 注 31 に同じ

⁴⁵ 注 32 に同じ

⁴⁶ 厚生労働省 特別児童扶養手当について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/huyou.html> (2018.12.10)

額である。ただし、児童手当と特別児童扶養手当、あるいは児童扶養手当と特別児童扶養手当を併給しており、給付額が下がってしまう家庭がある。そのような場合には余りの財源を充てれば良いだろう。

BIは所得による給付要件が無く、子どもの人数分そのまま加算されていく。もし親(15-64歳)が2人、子どもが3人であったら、BI給付は年408万円である。BIだけでも何とか暮らしていける額ではないだろうか。もし親(15-64歳)、子どもともに1人であれば、BI給付は年168万円である。この場合BIだけでの生活は厳しいだろうが、他の収入があってもBIは減額されないで、その分余裕を持って生活できることになる。それでも生活が厳しい場合は余りの財源から給付すれば良いだろう。

15-64歳には月8万円、年96万円の給付となる。家賃の低い地方に住めば他の収入が全くなくても最低生活を営める額ではないだろうか。障害年金については国民年金の受給額平均(7万2千円)は上回っているものの、厚生年金の第1号受給額平均(10万2千円)は下回っている。受給額が下回る場合は現在の受給額とBIの差額を余りの財源から捻出すれば良いだろう。⁴⁷

最後に65歳以上には月10万円、年120万円の給付となる。国民年金を受給している高齢者世帯にとってはかなりの収入増となるだろう。一方厚生年金を受給者している高齢者であるが、4.1でも示した通り、第1号の平均給付額は月14万7千円であるから4万7千円の減額となってしまう。一見すると大きな損失に感じられる。

しかし、世帯収入ではどうか。国民年金は負担した保険料に関わらずほとんど一律の給付を受けられるのに対して、厚生年金は負担した保険料や加入期間によって給付額に大きな差が出る。そのため男性の受給額平均(第1号)は月16万6863円であるのに対し、女性は月10万2708円である。⁴⁸夫婦ともに厚生年金受給者である場合、受給額は月26万9571円でBIだと月20万円であるから差額は6万9571円である。夫が厚生年金、妻が国民年金受給者(女性平均5万2708円⁴⁹)の場合は、夫婦の受給額は月21万9571円となり差額は1万9571円にとどまる。もし子どもや孫と同居していれば、彼らのBI分だけ上乘せされるので世帯収入は必ずしも減るとは限らない。

以上を踏まえて他の資産収入等を考慮せず、年金収入だけを見たとき、BIによる損失が最も大きいグループは男性の厚生年金受給者の単身世帯及び、ともに厚生年金受給者である夫婦の二世帯で、損失額は平均6万7千円から7万円ほどだと推測される。日本の将来のためにこれだけの負担を納得していただけないだろうか。

⁴⁷ 注23に同じ(8)表5によると厚生年金保険(第1号)の障害年金受給者は42万人である。多めに見積もるために、仮に全員が15-64歳だとして給付の差額月2万2千円、年26万4千円を追加で支給すると、約1108億円であり、余りの財源で十分に足りる。

⁴⁸ 注23に同じ(23)参考資料3

⁴⁹ 注23に同じ(25)参考資料5

5. 3 問題は解決されたか

最後に改めて問題の解決は図れるのかを簡潔に述べる。

BI は若年層の結婚や子育てへの資金的なハードルを下げる。子どもを持つことが、貧困に陥るリスクから豊かに暮らすための資産へと経済的な面での意識の転換をもたらす。それにより、BI は少子化の改善をもたらすだろうと確信している。

また BI は低所得者層の可処分所得を増やすことに最も適した制度である。「アンダークラス」の生活は劇的に改善されるだろう。また子どもの貧困は少なくとも経済的には相当程度解消されると思われる。

最後に BI は若者の挑戦を支援する強固な基盤としても機能するだろう。何度失敗しても変わらずに最低限の収入が得られ、暮らしていけるという保障は経済的のみならず、心理的な負担を相当和らげるはずだ。若者の挑戦を支援することは、この社会を変えていく力を次世代に与えるということである。自分たちで社会を変えていけるという認識は、将来に対する希望につながるだろう。

勿論 BI だけで全ての問題を解決することは不可能であるが、この社会の根幹をも変え得る力を持っていることは間違いない。そして今の日本にそれは必要である。若者の 2.6%しか自国の将来は「明るい」と答えられないような国が、良い国であるはずはないのだから。

おわりに

少子高齢化や拡大する格差、停滞する社会など、日本を覆う問題はいずれも深刻である。本論ではこうした問題に対処するには BI が有効であると考え、1 つの制度案を示した。本論で扱いきれなかったのは、細かなところでは生活保護の現物給付（医療扶助や介護扶助など）をどうすべきかということや削減される行政コストの推計である。住宅扶助に関しては全国に相当数あるとされる空き家を有効に活用すれば良いだろう。政府が余りの財源で購入し、格安で必要な人に住ませるなどの施策が考えられる。また厚生年金の基礎部分のみを BI に置き換えた制度案の構想や適切な金融資産課税策も課題として残される。

ともあれこれまでの非効率で不公平、高コストの社会保障制度を廃止して真剣に BI を検討しなければならないときが近づいているのではないか。BI は人々の価値観を転換し、真に豊かで希望のある社会を実現する可能性を有している。これから必要になるのは BI の実験を日本でも始めることではないだろうか。BI を受給したら人は働かなくなるのかといったことは実験すれば明らかになる。いつまでも考えあぐねているのは時間の無駄だ。その間にも少子化や格差の拡大は進行してしまう。最初は人々の不信感が強いだろうが、実験で良い結果が出始めれば受け入れる体制は徐々に整ってくるだろう。どのような実験であれば正確に BI の効果を測れるのかを考えていく必要がある。急速に高齢化が進行し、課題先進国と言われる日本社会は世界に先駆けて次なる豊かさを構想する段階に移るべきではないだろうか。

参考・引用文献

- 荒川俊之ほか, 2018, 不公平な税制をただす会編, 『消費税を上げずに社会保障財源 38 兆円を生む税制』 大月書店.
- _____, 2017, 『TAW＝福祉と税金：tax and welfare』 第 29 号 不公平な税制をただす会.
- 上村敏之, 2012, 「所得税の税收構造の要因分解による実証分析 ―所得控除の税收ロスと税率変更による増収額の試算」 APIR Discussion Paper Series No.24
<http://www.apir.or.jp/ja/research/files/2013/03/189.pdf> (2018.12.09)
- SCB “Increased turnout among the young and old”
<https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/democracy/general-elections/general-elections-participation-survey/pong/statistical-news/general-elections-electoral-participation-survey/> (2018.12.08)
- OECD Family Database “Child poverty 2014”
http://www.oecd.org/els/family/CO2_2_ChildPoverty_Jan2014.pdf (2018.12.04)
- ____ 図表でみる教育 2017 年版 カントリーノート
<http://www.oecd.org/education/skills-beyond-school/EAG2017CN-Japan-Japanese.pdf> (2018.12.08)
- ガイ・スタンディング, 2018, 池村千秋訳 『ベーシックインカムへの道 ―正義・自由・安全の社会インフラを実現させるには』 プレジデント社.
- 菊池馨実, 2010, 『社会保障法制の将来構想』 有斐閣.
- 国立社会保障・人口問題研究所 『現代日本の結婚と出産 ―第 15 回出生動向基本調査（独身者調査ならびに夫婦調査） 報告書』
http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/NFS15_reportALL.pdf (2018.12.05)
- 厚生労働省 『健康保険・船員保険事業年報 平成 28 年度』 第 15 表 現金給付（医療給付以外）の支給状況
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryouhoken/database/seido/kenpo_nenpou28.html (2018.12.09)
- ____ 『雇用保険事業年報』
https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken02/pdf/all_h29.pdf (2018.12.09)
- ____ 『雇用保険二事業について』
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantou/0000187095.pdf (2018.12.09)
- ____ 『児童手当制度の概要』
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/pdf/gaiyou.pdf> (2018.12.09)
- ____ 特別児童扶養手当について
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/huyou.html> (2018.12.10)
- ____ 『「非正規雇用」の現状と課題』
<https://www.mhlw.go.jp/content/000179034.pdf> (2018.12.09)
- ____ 『ひとり親家庭等の支援について』 (64)
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyouku/0000205463.pdf> (2018.12.09)

- _____ 『平成 28 年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況』
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/H28.pdf>
(2018.12.09)
- _____ 『平成 28 年 国民生活基礎調査の概況』
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/16.pdf> (2018.12.05)
- _____ 『平成 28 年度 年金積立金の運用状況について』
<https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dl/seisaku-hyouka-10-07.pdf> (2019.12.09)
- _____ 『平成 29 年度 行政事業レビューシート』 事業番号 0735
https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2017/h28_pdf_saisyu/735.pdf (2018.12.09)
- _____ 『平成 29 年度の国民年金の加入・保険料納付状況』
https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/k_h29.pdf
(2018.12.08)
- _____ 『平成 29 年 人口動態統計（確定数）の概況』
https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei17/dl/00_all.pdf (2018.12.05)
- _____ 『平成 29 年 賃金構造基本統計調査の概況』
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2017/dl/13.pdf>
(2018.12.09)
- 財務省 『年次別法人企業統計調査 概要—平成 29 年度—（金融業、保険業を除く）』
<https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/results/h29.pdf> (2018.12.08)
- 笹沼弘志, 2008, 『ホームレスと自立/排除 一路上に〈幸福を夢見る権利〉はあるか』 大月書店.
- 社会保障制度審議会, 1993, 『社会保障将来像委員会第一次報告』
<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryuu/no.13/data/shiryuu/syakaifukushi/458.pdf>
f (2018.12.08)
- 総務省 『国政選挙における年代別投票率について』
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaibetu/ (2018.12.08)
- _____ 統計局 『家計調査年報（貯蓄・負債編）平成 29 年 貯蓄・負債の概要』
https://www.stat.go.jp/data/sav/sokuhou/nen/pdf/h29_gai4.pdf (2018.12.09)
- _____ 統計局 『人口推計（平成 30 年 6 月確定値）』
<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/new.html> (2018.12.06)
- 中小企業庁 『2017 年版中小企業白書』
<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H29/h29/index.html> (2018.12.08)
- 辻健太, 2018, 「生存権と勤労の義務をめぐって 一運の平等主義論争の生存権論への含意」
尾形健編, 『福祉権保障の現代的展開 一生存権論のフロンティアへ』 日本評論社.
- トマ・ピケティ, 2014, 山形浩生ほか訳 『21 世紀の資本』 みすず書房.
- 内閣府 『平成 30 年版高齢社会白書』 第 1 章 高齢化の状況（第 1 節 1）
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2018/html/zenbun/s1_1_1.html
(2018.12.05)
- _____ 『平成 25 年度 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査』
https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/thinking/h25/pdf/b2_2.pdf (2018.12.08)
- 日本銀行 『資金循環統計（速報）（2018 年第 2 四半期）参考図表』

<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjexp.pdf> (2018.12.09)

橋本健二, 2018, 『新・日本の階級社会』 講談社.

本田由紀, 2006, 「第1部 「現実」——「ニート」論という奇妙な幻影」内藤朝雄, 後藤和智共著『「ニート」って言うな!』 光文社.

Milanovic, Branko., 2012, “Global Income Inequality by the Numbers : in History and Now --An Overview--” The World Bank: Documents & Reports

<http://documents.worldbank.org/curated/en/959251468176687085/pdf/wps6259.pdf>

(2018.12.04)

棕野美智子, 田中耕太郎, 2017, 『はじめての社会保障[第14版] —福祉を学ぶ人へ』 有斐閣.

山森亮, 2009, 『ベーシックインカム入門 —無条件給付の基本所得を考える』 光文社.

——, 2012, 「福祉国家における生存権と労働」. 同編『労働再審6 労働と生存権』 大月書店.

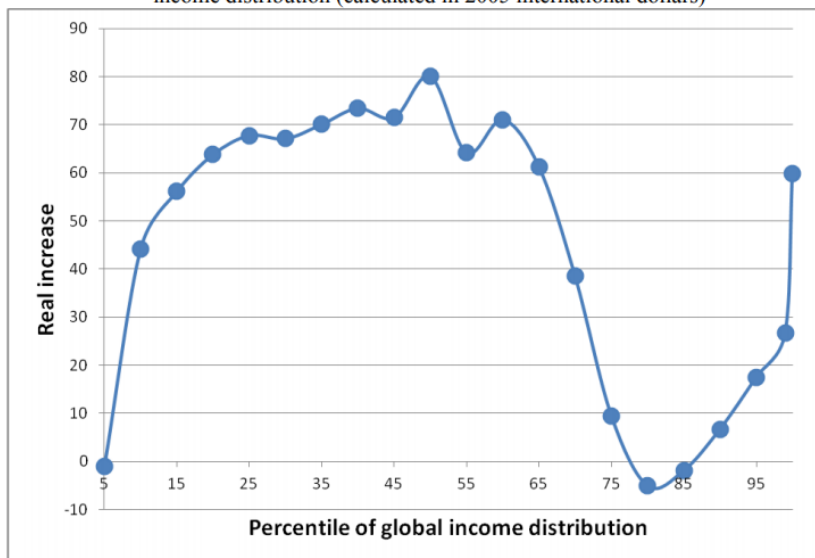
ヨーラン・スバネリッド, 2016, 鈴木賢志編訳『スウェーデンの小学校社会科の教科書を読む —日本の大学生は何を感じたのか』 新評論.

吉崎祥司, 2014, 『「自己責任論」をのりこえる —連帯と「社会的責任」の哲学』

図表

図 1 - 1

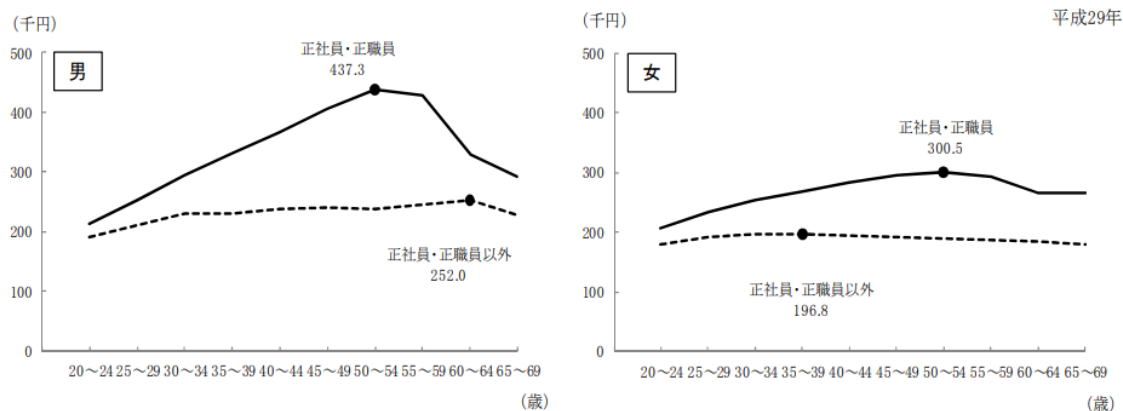
Figure 4. Change in real income between 1988 and 2008 at various percentiles of global income distribution (calculated in 2005 international dollars)



縦軸は実質所得の変化率、横軸は全世界の人々の収入分布を百分位数で示している。グラフ上では百分位数の 5 から 95 までは 5%ごとに、そして 99 と 100 に打点されている。
 出典 Milanovic, Branko., 2012, “Global Income Inequality by the Numbers : in History and Now --An Overview--” Figure 4 The World Bank: Documents & Reports <http://documents.worldbank.org/curated/en/959251468176687085/pdf/wps6259.pdf> (2018.12.04)

図 1 - 2

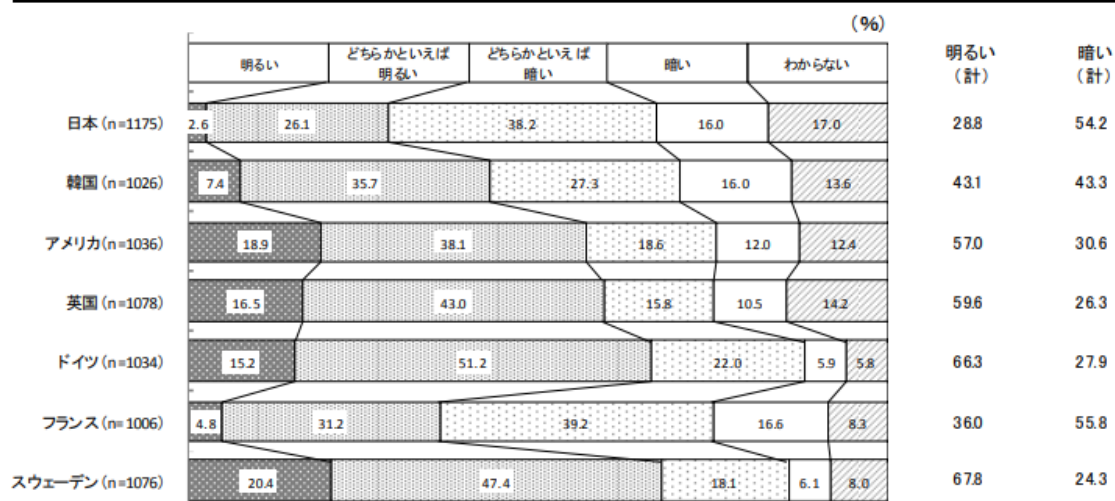
第 6 図 雇用形態、性、年齢階級別賃金



出典 厚生労働省 『平成 29 年賃金構造基本統計調査の概況』 第 6 図
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2017/dl/13.pdf>
 (2018.12.09)

図 1 - 3

Q 29 自国の将来は明るいと思いますか。(回答は1つ)



出典 内閣府 『平成 25 年度 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査』 (70)
https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/thinking/h25/pdf/b2_2.pdf (2018.12.08)

表 4 - 1

不公平税制の是正による増収試算
【財源試算2017年度（国税および地方税）】

表 1 国税関係

項 目	目安金額
1. 法人税	(単位：億円)
(1) 株式発行差金（プレミアム）非課税廃止	9,140
(2) 受取配当益金不算入の廃止	67,061
(3) 各種引当金・準備金の廃止	9,418
内訳	
① 返品調整引当金	100億円
② 海外投資損失準備金	724億円
③ 保険会社等の異常危険準備金	676億円
④ 探鉱・海外探鉱準備金	3,100億円
⑤ 使用済燃料再処理準備金	4,417億円
⑥ 新幹線鉄道大規模改修準備金	401億円
(4) 特別償却、割増償却の廃止	9,657
(5) 社会保障診療報酬の所得計算の特例	1
(6) 新鉱床探鉱費等特別控除の廃止	66
(7) 試験研究費の税額控除廃止	9,770
(8) エネルギー環境負荷推進設備等の税額控除の廃止	545
(9) 外国子会社からの受取配当の益金不算入の廃止	25,719
(10) 公益法人課税の適正化	-
(11) 連結納税制度の廃止	3,976
(法人税の増収試算の合計額)	(135,353)
2. 所得税	
(1) 個人利子所得課税の是正（申告分離課税を廃止して総合課税/一般分）	138
(2) 個人配当所得課税の是正（配当税額控除の廃止）	1,202
(3) 個人配当所得課税の是正（申告分離課税を廃止して総合課税）	5,219
(4) 給与所得控除の無制限制度の是正（上限年収1,500万円）	-
(5) 土地の譲渡所得の分離課税の是正	5,524
(6) 有価証券譲渡益課税の強化（申告分離廃止）	6,851
(7) 医師優遇税制の是正	250
(8) 政治資金課税の是正	457
(9) 住宅ローン減税制度の是正	6,210
(所得税の増収試算の合計額)	(25,851)
3. 税率配分の適正化	
(1) 大企業からの（法人税率改定による）増収分	99,888
(2) 高額所得者からの（所得税率改定による）増収分	12,251
国税計	273,343

表 4－2

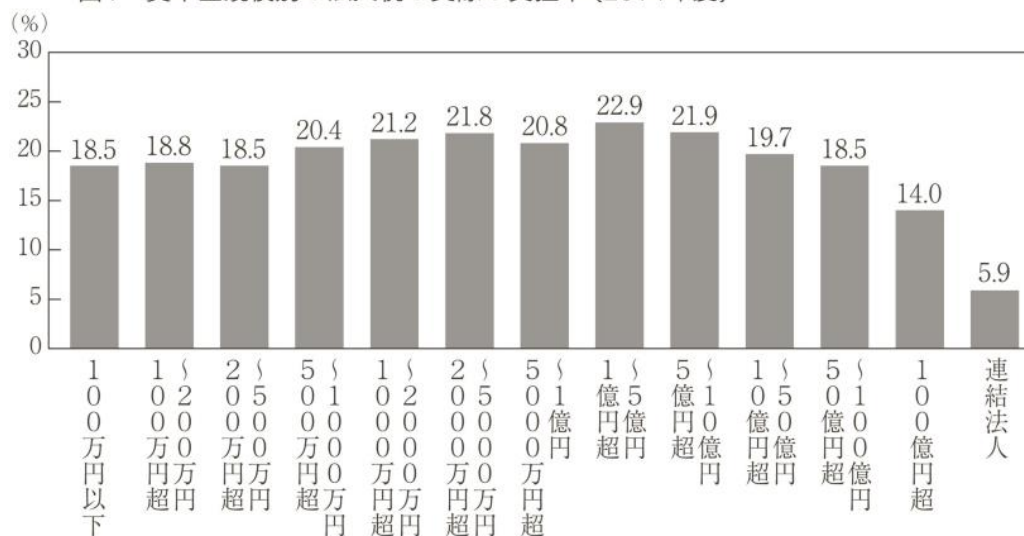
項 目	目安金額
1. 法人税特例廃止による地方税（法人事業税・住民税）増収	(単位：億円)
(1) 株式発行差金（プレミアム）非課税廃止	912
(2) 受取配当益金不算入の廃止	6,700
(3) 各種引当金・準備金の廃止	677
内訳	
① 返品調整引当金	9億円
② 海外投資損失準備金	50億円
③ 保険会社等の異常危険準備金	47億円
④ 探鉱・海外探鉱準備金	217億円
⑤ 使用済燃料再処理準備金	309億円
⑥ 新幹線鉄道大規模改修準備金	45億円
(4) 特別償却・割増償却廃止	963
(5) 試験研究費の税額控除廃止	683
(6) エネルギー環境負荷推進投資促進税制の廃止	38
(7) 新鉱床探鉱費等特別控除の廃止	4
(8) 外国子会社からの受取配当の益金不算入の廃止	1,800
(9) 公益法人のみなし寄付金適用の廃止	－
	(11,777)
2. 所得税特例廃止による地方税（個人住民税）増収	
(1) 個人利子所得課税の是正（総合課税）	199
(2) 配当所得特例の廃止	－
(3) 給与所得控除の無制限制度の是正（上限年収1,500万円）	－
(4) 土地の譲渡所得の分離課税の是正	1,427
(5) 医師優遇税制の是正	0
(6) 政治資金課税の是正	114
	(1,740)
3. 地方税独自の特例廃止による増収	
(1) 社会保険診療報酬特例の廃止（事業税）	0
(2) 土地税制の特例の廃止（固定資産税）	24,185
(3) 家屋税制の特例の廃止（固定資産税）	79
(4) 償却資産の特例の廃止（固定資産税）	836
(5) 都市計画税の特例の廃止（都市計画税）	170
(6) 軽油引取税の課税免除の見直し（軽油取引税）	867
(7) 鉱物事業特例の廃止	28
(8) 自動車税の特例の廃止（自動車税）	151
(9) 自動車取得税の非課税の見直し（自動車取得税）	964
(10) 軽自動車税の特例の廃止	15
(11) 事業所税の特例の廃止（事業所税）	961
(12) 法人事業税・資本割圧縮措置の特例廃止	2,313

(13) 不動産取得税に係る特例廃止	80
(14) 産業振興等に係る特例廃止（事業税・不動産取得税）	66
(15) 市町村交付金の特例の廃止（固定資産税・都市計画税）	434
(16) 納税補助金等の廃止	286
	(31,435)
4. 地方交付税への反映	55,023
5. 税率配分の適正化（法人住民税）	6,992
地方税計	106,967
表1および表2の合計	380,310

出典 荒川俊之ほか, 2018, 不公平な税制をただす会編, 『消費税を上げずに社会保障財源 38 兆円を生む税制』（101-103）

図 4－3

図1 資本金規模別の法人税の実際の負担率（2014年度）



出所) 国税庁「会社標本調査」などにより菅隆徳が作成。

出典 荒川俊之ほか, 2018, 不公平な税制をただす会編, 『消費税を上げずに社会保障財源 38 兆円を生む税制』（80）